Ⅳ 都市計画決定の概要

1 市街化区域および市街化調整区域

市街化区域と市街化調整区域の推移

単位：ha

告示年月日	都市計画区域面積	市街化区域面積	市街化調整区域面積
S46. 3. 31	26, 697 (19, 620)	7, 015 (4, 082)	19, 682 (15, 538)
S48. 12. 25	26, 697 (〃)	9, 404 (5, 641)	17, 293 (13, 979)
S55. 4. 1	26, 278 (〃)	10, 254 (6, 524)	16, 024 (13, 096)
S62. 8. 18	26, 278 (〃)	10, 344 (6, 561)	15, 934 (13, 059)
H4. 12. 1	26, 278 (〃)	10, 373 (6, 590)	15, 905 (13, 030)
H6. 9. 20	26, 322 (〃)	11, 378 (7, 642)	14, 944 (11, 978)
H16. 5. 17 合併 (H18. 1. 1)	26, 211 (19, 512) 26, 211 (20, 289)	11, 382 (7, 646) 11, 382 (8, 027)	14, 829 (11, 866) 14, 829 (12, 262)
H21. 1. 30	25, 409 (20, 289)	10, 963 (8, 027)	14, 446 (12, 262)
H22. 8. 27	24, 598 (20, 289)	10, 834 (8, 027)	13, 764 (12, 262)
再計測 (H26. 10. 1)	24, 665 (20, 360)	10, 834 (8, 027)	13, 831 (12, 333)
R2. 11. 13	24, 665 (20, 360)	10, 844 (8, 027)	13, 821 (12, 333)

※（　　）内数字は本市域分

岐阜都市計画区域の変遷図

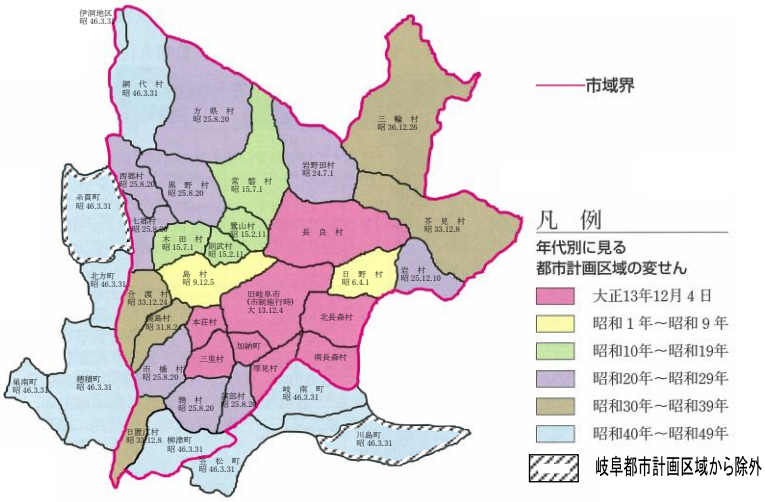

都市計画区域

単位：ヘクタール

告示	都市計画区域	備考
T13.12.4	4,387	市域外町村、加納町、北長森村、南長森村、厚見村、本荘村、三里村、長良村
S6.4.1	5,009	日野村編入
S9.12.5	5,710	島村編入
S10.6.15	6,029	鷺山村編入
S15.2.11		則武村編入
S15.7.1	7,303	木田村、常盤村編入
S24.7.1	8,264	岩野田村編入
S25.8.20	12,738	黒野村、七郷村、西郷村、茜部村、鶉村、市橋村、方県村編入
S25.12.10	13,181	岩村編入
S31.8.24	13,556	鏡島村編入
S33.12.8	15,446	芥見村、日置江村編入
S33.12.24	16,065	合渡村編入

告示	都市計画区域	備考
S36.12.26	18,298	三輪村編入
S46.3.31		網代地区編入
S46.3.31	26,697	岐阜市、川島町、岐南町、笠松町、柳津町、北方町、穂積町の各全域及び糸貫町、巣南町の各一部
S49.8.6	26,689	穂積町の一部を除外
S55.4.1	26,278	行政区域の変更（境界）
H6.9.20	26,322	〃
H10.10.1	26,214	行政区域の境界確定
H12.1.7	26,216	行政区域の変更（境界）
H14.1.18	26,211	〃
H14.12.27	26,211	〃
H21.1.30	25,409	旧川島町の各務原都市計画区域への編入
H22.8.27	24,598	旧糸貫町の本巣都市計画区域への編入

2 地域地区

①用途地域

本市の用途地域は、昭和2年11月15日に初めて決定され、その内訳は、商業地域1,064,172坪（352ヘクタール）、工業地域1,684,490坪（557ヘクタール）、住居地域5,618,893坪（1,857ヘクタール）、未指定地域2,445坪（0.8ヘクタール）の計8,370,000坪（2,767ヘクタール）でした。

また、さきに述べたように、その区域は、岐阜市のほか隣接の加納町・北長森村・厚見村・本荘村・長良村にわたっていました。更にこの決定に先立ち、昭和2年5月15日8,370,000坪（2,767ヘクタール）の全区域について、市街地建築物法が適用されていました。

昭和25年7月25日復興都市計画に伴って、用途地域の変更を行い、商業地域320ヘクタール、工業地域470ヘクタール、未指定地域230ヘクタール、住居地域1,713ヘクタールの合計2,733ヘクタールが定められました。また、昭和28年4月14日特別都市計画法に基づき、全国戦災都市の中で数少ない緑地地域2,315ヘクタールの指定を行いましたが、土地区画整理事業の施行等に合わせ一部を縮小し、

種　類	面　積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さ制限	備　考
第1種低層住居専用地域	約 133 ha	6/10以下	4/10以下	1.0 m		10 m	1.65 %
	約 0 ha	6/10以下	4/10以下			10 m	0 %
	約 436 ha	8/10以下	5/10以下	1.0 m		10 m	5.43 %
	約 103 ha	8/10以下	5/10以下			10 m	1.28 %
	約 40 ha	10/10以下	6/10以下			10 m	0.50 %
	約 123 ha	10/10以下	6/10以下			12 m	1.53 %
小　計	約 835 ha						10.4 %
第2種低層住居専用地域	約 0 ha	8/10以下	5/10以下	1.0 m		10 m	0 %
	約 9 ha	10/10以下	6/10以下			12 m	0.11 %
小　計	約 9 ha						0.11 %
第1種中高層住居専用地域	約 13 ha	10/10以下	5/10以下				0.16 %
	約 21 ha	10/10以下	6/10以下				0.26 %
	約 596 ha	20/10以下	6/10以下				7.43 %
小　計	約 630 ha						7.84 %
第2種中高層住居専用地域	約 8 ha	10/10以下	6/10以下				0.10 %
	約 51 ha	15/10以下	6/10以下				0.64 %
	約 1,137 ha	20/10以下	6/10以下				14.17 %
小　計	約 1,196 ha						14.91 %
第1種住居地域	約 2,056 ha	20/10以下	6/10以下				25.61 %
第2種住居地域	約 782 ha	20/10以下	6/10以下				9.74 %
	約 78 ha	30/10以下	6/10以下				0.97 %
小　計	約 860 ha						10.71 %
準住居地域	約 226 ha	20/10以下	6/10以下				2.82 %
田園住居地域	約 0 ha	20/10以下	6/10以下				0 %
近隣商業地域	約 214 ha	20/10以下	8/10以下				2.67 %
	約 49 ha	30/10以下	8/10以下				0.61 %
小　計	約 263 ha						3.28 %
商業地域	約 14 ha	20/10以下	8/10以下				0.18 %
	約 8 ha	30/10以下	8/10以下				0.1 %
	約 487 ha	40/10以下	8/10以下				6.07 %
	約 79 ha	50/10以下	8/10以下				0.99 %
	約 62 ha	60/10以下	8/10以下				0.77 %
	約 1 ha	80/10以下	8/10以下				0.01 %
小　計	約 652 ha						8.12 %
準工業地域	約 1,213 ha	20/10以下	6/10以下				15.11 %
工業地域	約 88 ha	20/10以下	6/10以下				1.09 %
工業専用地域	約 0 ha	20/10以下	6/10以下				0 %
合　計	約 8,027 ha						100 %

令和3年3月31日現在

その後新都市計画法施行とともに廃止されました。

昭和30年代の高度成長期を迎え、人口の都市集中等に伴う市街地の拡大が著しくなり、土地利用計画の根本的な再検討を行うこととし、昭和42年8月21日、用途地域の大規模な拡大変更を行いました。その内容は、商業地域519.1ヘクタール、住居地域3,312.8ヘクタール、準工業地域1,096.4ヘクタール、工業地域155.9ヘクタールの合計5,084.2ヘクタールです。

その後、新都市計画法による線引き制度の導入に伴い緑地地域が廃止されることになり、昭和46年8月10日一部用途地域の拡大を新用途地域決定までの暫定措置として行いました。8種類の新用途地域の決定は、昭和48年12月25日に市街化区域、市街化調整区域の見直しによる変更と同時に実施され、その後、市街化区域の変更に関連して4回、既存用途の見直しに関連して2回の計6回変更されました。そして、平成8年5月1日に都市計画法の改正に伴い12種類の新用途地域が決定されました。

その後は、平成18年1月に柳津町との合併、岐阜駅東地区の基盤整備の進捗や市街地再開発事業の都市計画決定に合わせた変更、都市計画道路の見直しに伴う変更などを13回行い、現在に至っています。（令和2年3月31日最終変更）都市計画法は、平成30年4月1日に田園住居地域を加えた13種類の用途地域に変更されております。

第一種低層住居専用地域	低層住宅のための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や小中学校などが建てられます。
第二種低層住居専用地域	主に低層住宅のための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。
第一種中高層住居専用地域	中高層住宅のための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。
第二種中高層住居専用地域	主に中高層住宅のための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所など必要な利便施設が建てられます。
第一種住居地域	住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。
第二種住居地域	主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。
準住居地域	道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。
田園住居地域	農業の利便の増進を図りつつ、低層住居の良好な環境を守るための地域です。150㎡までの一定のお店や500㎡までの農産物直売所などが建てられます。
近隣商業地域	まわりの住民が日用品の買物などをするための地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。
商業地域	銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。
準工業地域	主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。
工業地域	主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられる地域です。住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。
工業専用地域	工場のための地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

例示	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	用途地域の指定のない地域（市街化調整区域は除く）
住宅、小規模の兼用住宅														
幼稚園、小・中・高等学校														
神社、寺院、教会、診療所														
病院、大学														
2階以下かつ床面積150㎡以内の店舗、飲食店（※を除く）								◎					●	
2階以下かつ床面積500㎡以内の店舗、飲食店（※を除く）								■					●	
上記以外の物販販売業を営む店舗、飲食店（※を除く）				☆	★									
上記以外の事務所等				☆	★									
ホテル、旅館					★									
カラオケボックス等（※を除く）														
劇場、映画館、ナイトクラブ（※を除く）							◇							
※劇場、映画館、店舗、飲食店、遊技場等で、その用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの														
キャバレー														
2階以下かつ床面積300㎡以下の独立倉庫								▼						
倉庫業の倉庫、上記以外の独立車庫								▼						
自動車修理工場					○	○	△		▲	▲				
危険性・環境悪化のおそれがやや多い工場														
危険性・環境悪化が大きい工場														

☆印については、3階以上又は1,500㎡を超えるものは建てられない。
★印については、3,000㎡を超えるものは建てられない。
◇印については、客席部分が200㎡以上のものは建てられない。
●印については、物販販売店舗、飲食店が建てられない。

○印については、作業場の床面積が50㎡を超えるものは建てられない。
△印については、作業場の床面積が150㎡を超えるものは建てられない。
▲印については、作業場の床面積が300㎡を超えるものは建てられない。
■印については、農産物直売所、農家レストラン等のみ。
◎印については、日用品販売店舗、食堂、喫茶、サービス業店舗のみ。
▼印については、農産物の生産、集荷、処理、貯蔵、生産資材の貯蔵に限る。

②特別用途地区

昭和 42 年 8 月 21 日の用途地域の変更に際し、長森地区、鏡島地区の住居地域について、地場産業である織物業等の保護育成を目的に、特別用途地区として特別工業地区432.7ヘクタールを決定しました。そして、昭和 49 年 4 月 1 日には観光地区の 30.0 ヘクタールを決定し、また同時期に特別工業地区を変更し275.0ヘクタールとしました。この観光地区は、本市の観光及び景勝の地である長良川沿いに位置する住居地域の一部について旅館業等を対象として風格ある観光地の形成を図るためのものです。その後、特別工業地区の変更を 3 回行い、372.9 ヘクタールとし、観光地区の変更を平成 8 年 5 月 1 日に行い、41.8 ヘクタールとなっています。

また、平成 19 年 11 月 30 日には、都市の構造に影響を及ぼすような大規模集客施設（床面積 10,000 平方メートル超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場など）の適正立地を図るため、準工業地域全域（約 1,213 ヘクタール）に大規模集客施設立地規制地区を定めました。

③高度地区

金華山、長良川、岐阜公園は岐阜市を代表する観光資源であり、これらを眺める景観は近隣住民のみならず岐阜市民共有の財産となっています。

平成 15 年 4 月 1 日に金華山、長良川に囲まれた川原町地区 7.1 ヘクタールについて、金華山、岐阜城の眺望景観の保全と自然環境に調和したまちなみ景観の形成を目的として、長良川左岸の建築物の高さの最高限度を 34 メートルとする高度地区を決定しました。

これは、長良川右岸の長良橋北詰広場や鵜飼広場、長良川国際会議場桃林広場などから金華山塊等を眺めた場合に、山並みの稜線に影響を与えない限度として設定しました。

その後、平成 18 年 8 月 31 日に玉井町筋の歴史的町並み景観と調和した背景景観の保全に向けた建築物の高さの最高限度を 15 メートルとする高度地区を追加変更する都市計画を決定し、現在、建築物の高さの最高限度が 34 メートルである川原町Ａ地区（34 メートルである川原町Ａ地区（6.5 ヘクタール）と 15 メートルである川原町Ｂ地区（6.7 ヘクタール）の合計 13.2 ヘクタールとなっています。

④高度利用地区

戦後の復興土地区画整理事業により中心市街地の基盤が整備されたところですが、昭和 30 年から 40 年代にかけての高度経済成長が新しい市街地の再開発を促し、高度な土地利用を必要とするようになりました。

特に、駅前から柳ケ瀬地区に至る都心商業地の再開発気運は非常に大きなものとなり、大半は個別の建て替えにより充足されました。なお、組合施行によるものとしては、防災建築街区造成事業によるものと、市街地再開発事業によるものがあります。

昭和44年に都市再開発法が公布されると同時に、これまでの防災建築街区造成法が廃法となり、事実上、市街地再開発事業に一元化せざるを得なくなったのを契機に、昭和50年11月12日、柳ケ瀬地区に高度利用地区0.61ヘクタールを定め、合わせて市街地再開発事業を同じ区域に決定しました。昭和62年8月18日には岐阜駅西地区市街地再開発事業の計画に合わせて1.1ヘクタールを追加変更しました。その後、平成16年10月22日に柳ケ瀬地区の0.61ヘクタールの高度利用地区を廃止し、都市再生特別地区を決定しました。

平成18年3月31日には問屋町西部南街区市街地再開発事業に合わせて1.4ヘクタールを、平成21年3月18日には岐阜駅東地区市街地再開発事業に合わせて0.9ヘクタールを高度利用地区に指定しました。その後、平成26年6月16日に岐阜駅北口土地区画整理事業の進捗に伴い、岐阜駅東地区の区域を0.8ヘクタール追加変更しました。

更に、令和3年3月12日には岐阜駅北中央東・中央西市街地再開発事業に合わせて1.2ヘクタールを追加変更し、現在は4地区5.4ヘクタールとなっています。

⑤都市再生特別地区

都市再生特別地区とは、都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域（都市の再生の拠点として都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域）のうち、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用をはかる特別の用途、高さ、配置等の建築物の建築を誘導することを目指した地域地区です。

本市における都市再生特別地区は、平成15年7月18日に都市再生特別措置法に係る都市再生緊急整備地域の指定を受けた柳ケ瀬周辺地区において、商業機能を強化し、賑わいのある都市拠点を形成するため、平成16年10月22日、日ノ出町2丁目地区の0.59ヘクタールについて定めるとともに、既存の高度利用地区（柳ケ瀬地区）0.61ヘクタールを廃止しました。

⑥防火地域および準防火地域

昭和24年6月22日、市街地のうち建築密度の高い区域について、準防火地域を決定しました。その後昭和28年2月12日防火地域7.3ヘクタール（幅11m、総延長6,544mの路線式）を主要幹線道路沿いに決定し、同時に準防火地域を528.2ヘクタールと変更しました。ついで、昭和37年12月8日防火地域を3.5ヘクタール、集団式21.4ヘクタールの計24.9ヘクタールと、また準防火地域を511.4ヘクタールと変更し、防災建築の促進を図ることとなりました。

更に、昭和43年3月19日には、防火地域を36.9ヘクタール（路線式15.5ヘクタール、集団式21.4ヘクタール）、準防火地域は、市街地の拡大に合わせ1,374.9ヘクタールと拡大変更しました。

昭和50年7月10日、市街地中心部について、新用途地域による商業地域のうち、容積率の高い地区について、市街地再開発事業の促進との関連から防火地域の拡大を図り、これを63.7ヘクタール（路線式4.7ヘクタール、集団式59.0ヘクタール）とし、また準防火地域も昭和45年国勢調査における人口集中地区及び昭和50年予想人口集中地区等を勘案し、3,080.2ヘクタールにそれぞれ拡大変更しました。

また、昭和55年4月1日の用途地域の変更に伴い一部区域を準防火地域から除外し、面積3,059.2ヘクタールに変更しました。

その後、市街化区域の変更に伴い2回、及び用途地域の変更に伴い2回、防火地域及び準防火地域の

変更を行い、それぞれ 68.2 ヘクタールと 3,233.2 ヘクタールとなりました。そして、平成 18 年 1 月に柳津町と合併し準防火地域が 3,244.9 ヘクタールとなりました。

更に、平成 21 年 3 月に行った岐阜駅東地区の基盤整備の進捗や市街地再開発事業の都市計画決定に合わせた変更により、防火地域が 71.0 ヘクタール、準防火地域が 3242.1 ヘクタールとなりました。

⑦風致地区

昭和 9 年 12 月 4 日、金華山、雄総山、船伏山を主とする一体の地域と、加納城址付近、前一色山の区域の計 1,315.74 ヘクタールについて、風致地区が決定されました。

昭和 45 年 6 月 13 日には、一部既定地区の変更を含め、2,117 ヘクタールに拡大決定し、平成元年 12 月 22 日、日野地区の一部の変更を行い、2,116.6 ヘクタールとしました。

その後、平成12年5月の都市計画法の改正に伴い、平成 16 年 3 月 30 日には長森前一色風致地区 5.8 ヘクタール、加納城址風致地区 4.0 ヘクタール、同年 5 月 18 日には金華山・長良川風致地区 2,144 ヘクタールとなりました。

平成 21 年 3 月 30 日には、鷺山とその周囲の市街地 9.9 ヘクタールの一体を鷺山風致地区に指定しました。

⑧駐車場整備地区

駐車場整備地区は、中心市街地において、路上駐車場の設置、路外駐車場の整備及び大規模建築物における駐車施設の附置などの施策を総合的に行うことにより道路交通の円滑化を図り、都市機能の維持及び増進に寄与することを目的として、都市計画法で定められた地区です。

本市における駐車場整備地区は、昭和43年12月、柳ヶ瀬及び岐阜駅周辺地区における商業・業務機能が集積し、自動車交通が著しくふくそうする地区 139.2 ヘクタールを対象に指定され、その後の著しいモータリゼーションの進展による交通量増大に伴い、昭和61年7月には234.2ヘクタールに拡大・変更し、さらに、香蘭地区などの商業地域の拡大や、鉄道高架事業の完成による影響などを考慮し、平成 12 年 4 月 1 日には、約 363 ヘクタールとなりました。

その後、自動車交通量の減少に伴う駐車需要の減少や駐車場の増加などにより、駐車場の供給量は十分確保されていることから、中心市街地におけるまちの再生や活性化に向けた様々な取り組みを踏まえ、まちづくりの一環として駐車場施策を重点的に取り組むため、令和 5 年 3 月 29 日には、現在の約 155 ヘクタールとなりました。

⑨流通業務地区

流通業務地区とは、流通業務市街地の整備に関する法律に基づき、流通業務施設に関する基本方針に係る都市の区域のうち、幹線道路、鉄道等の交通施設の整備の状況に照らして、流通業務市街地として整備することが適当であると認められる区域について都市における流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るために定める地域地区です。昭和 49 年 5 月 10 日に流通業務地区 47.2 ヘクタールが都市計画決定されました。当時本市の都心の区域に流通業務施設が集中しており、流通機能の低下と自動車交通の渋滞をきたしていました。また、将来の物資流通量の増加に対応し、流通機能の向上と道路交通の円

滑化を図るために、既成市街地の外周の地域のうち、交通的、地理的条件が良好で、土地利用上適正な位置であるため、流通業務施設が計画的・集約的に立地ができる柳津町に定められました。

本市においては、平成18年1月柳津町との合併に伴い当該地区が加わりました。

⑩生産緑地地区

生産緑地地区は、市街化区域内の農地等を対象に、公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の形成等、良好な生活環境の確保を図るため都市計画に定める地域地区です。

平成27年に都市農業振興基本法が制定され、都市農業の振興の観点からも都市農地の保全への期待が高まりました。それにともない、本市でも令和4年に岐阜市内の市橋、島、合渡、長森東、則武、長良地域の18地区約2.5ヘクタールを生産緑地地区に指定し、令和5年には島地域の7地区約0.8ヘクタールを、令和6年12月4日には島地域の2地区約0.1ヘクタールを追加しました。

3　都市施設

①交通施設

■道路

本市の都市計画道路は、周辺町村を含む都市計画区域について、大正 15 年に 27 路線、総延長 63,260 mが決定され、市街地建築物法の運用及び土地区画整理事業の施行に備えることとされました。

これらの道路は、その後変更を重ねましたが、組合施行の土地区画整理による用地の生み出しが大きく寄与し、加えて、県・市の努力によって着々と事業化されて大きな成果をあげました。そのため、復興都市計画に伴う道路の決定及び変更に当たっては、既定計画を尊重しつつ、新路線の追加を図り、昭和 40 年を目標とした計画が昭和 21 年に決定されました。復興事業によって、実施された大要を見ますと、幅員 36～20m の幹線街路総延長 20,590m、幅員 20m 未満、補助幹線街路総延長 10,205mを生み出し、更に国鉄（現 JR）岐阜駅前に 33,000 ㎡の広場を設けました。

復興事業が一応の完了をみるとともに、周辺地域における土地区画整理事業の発足、あるいは自動車交通の増大等により、都市計画道路の再検討が必要となり、昭和 42 年に根本的な変更を行いました。その概要は、幅員 22m 以上の幹線道路が 20 路線、総延長 75,150m、幅員 22m 未満 11m 以上の補助幹線街路が 44 路線、総延長 118,500m、幅員 11m 未満の街路が 1 路線、延長 2,480m で、これらの合計は 65 路線であり、総延長において 196,130m に及んでいます。

その後、市街化区域拡大等の計画に伴い、昭和 60 年 10 月に北西部道路網、平成 4 年 12 月に岐阜駅南口駅前広場、平成 6 年 4 月に北東部道路網、平成 8 年 10 月に東海環状自動車道とその関連する道路、平成 14 年 11 月に岐阜駅北口駅前広場の追加決定や変更を行い、平成 18 年 1 月 1 日の柳津町との合併を経て、路線数 125 路線、総延長 331,640mとなりました。

このように市街化区域拡大等にあわせて、都市計画道路を決定してきましたが、人口減少や高齢化社会などの社会情勢の変化に対応した道路網の再構築が必要となりました。

このため、平成 17 年度から平成 23 年度にかけて第 1 次見直しを実施し、11 路線の計画の廃止や幅員の変更を行いました。その後、平成 27 年度より第 2 次見直しに取り組み、16 路線の都市計画道路の変更手続を進め、令和 2 年 3 月に市内中心部 8 路線の計画変更・廃止及び名鉄名古屋鉄道本線鉄道高架化事業に関する路線の追加・変更を行い、令和 4 年 4 月には市郊外部の 8 路線の計画変更・廃止を行い、133 路線、総延長 312, 800mとなりました。

交通施設の骨格図

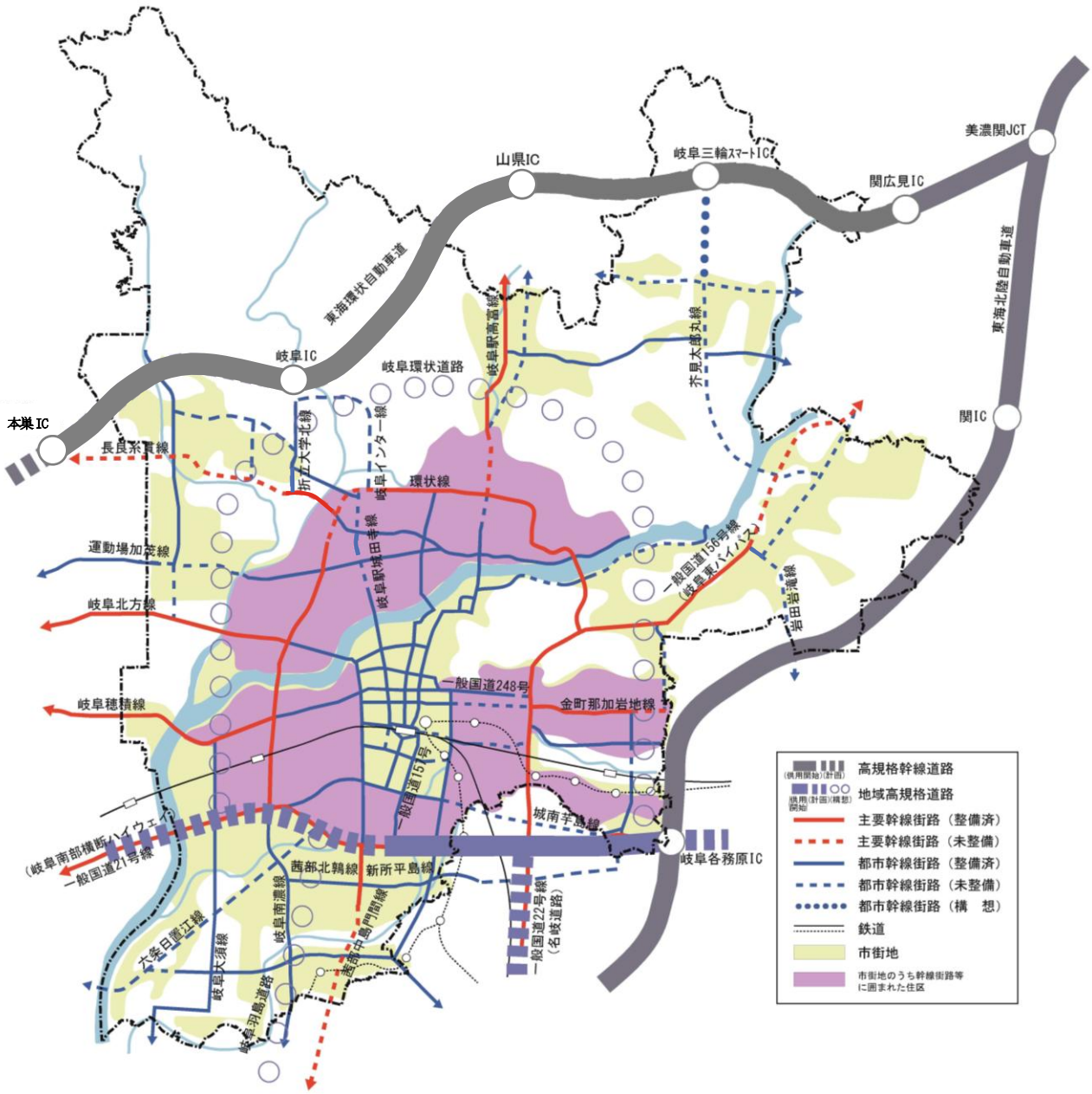
美濃関JCT
山県IC
岐阜三輪スマートIC
関広見IC
東海環状自動車道
東海北陸自動車道
岐阜駅高富線
芥見太郎丸線
岐阜IC
岐阜環状道路
本巣IC
関IC
長良茶屋線
折立大学北線
岐阜インター線
環状線
運動場加茂線
岐阜駅城田寺線
一般国道156号線
（岐阜東バイパス）
岩田岩滝線
岐阜北方線
一般国道248号
岐阜穂積線
金町那加岩地線
一般国道157号
城南平島線
（岐阜南部横断ハイウェイ）
一般国道21号線
西部北鶉線
新所平島線
岐阜各務原IC
六条日置江線
岐阜南濃線
岐阜大須線
西部中島門間線
一般国道22号線
（名岐道路）
岐阜羽島道路
高規格幹線道路
（供用開始）（計画）
地域高規格道路
（供用開始）（計画）（構想）
主要幹線街路（整備済）
主要幹線街路（未整備）
都市幹線街路（整備済）
都市幹線街路（未整備）
都市幹線街路（構　想）
鉄道
市街地
市街地のうち幹線街路等に囲まれた住区

都市計画道路規模別整備状況

令和７年３月 31 日現在
（単位；m）

区　分	規模（幅員）	本 数	計画延長	改良済延長	未改良延長
自動車専用道路	３（２２m以上　３０m未満）	1	12,630	1,970	10,660
	計	1	12,630	1,970	10,660
幹線街路	２（３０m以上　４０m未満）	7	28,240	19,760	8,480
	３（２２m以上　３０m未満）	23	88,440	68,670	19,770
	４（１６m以上　２２m未満）	23	65,280	36,570	28,710
	５（１２m以上　１６m未満）	38	67,510	44,380	23,130
	６（　８m以上　１２m未満）	16	42,880	32,080	10,800
	計	107	292,350	201,460	90,890
区画街路	４（１６m以上　２２m未満）	3	530	530	0
	５（１２m以上　１６m未満）	3	1,230	1,230	0
	６（　８m以上　１２m未満）	9	3,330	1,700	1,630
	７（　８m未満）	7	2,560	2,000	560
	計	22	7,650	5,460	2,190
特殊街路	７（　８m未満）	3	170	0	170
	計	3	170	0	170
総　　計		133	312,800	208,890 (66.78%)	103,910

※改良済延長とは次の区間の延長の合計とする。
1．道路用地が計画幅員通り確保されており、一般の通行の用に供されている道路延長。
2．事業中の区間については、事業決定区間の全体事業費に対する令和６年度末の換算完成延長。
3．自動車専用道路の改良済延長は、東海環状自動車道の暫定２車線供用区間を 1/2 とした延長を計上。

■都市高速鉄道

本市の中心部は、東海旅客鉄道東海道本線・高山線が東西に貫通しているほか、名古屋鉄道名古屋本線・各務原線が交差しており、これらの鉄道は本市の発展に大きな役割を果たしてきました。

しかし、自動車交通の発展や社会状況の変化等により、鉄道による市街地の分断や踏切による慢性的な交通渋滞は、南北市街地の一体的な発展の大きな障害となってきました。

このため、周辺地域の新たなまちづくりや交通渋滞の解消等を目的として、鉄道高架事業を進めることとし、昭和 53 年２月岐阜県都市計画審議会の「国鉄３階、名鉄現線２階」の答申に基づいて、昭和 55 年 12 月５日に岐阜駅周辺連続立体交差事業（国鉄東海道本線・高山本線）の都市計画決定を行いました。

昭和 56 年 12 月４日には事業認可を受け、昭和 58 年３月 30 日に国鉄岐阜工事局長と岐阜県知事との間で工事協定書の締結が交わされ、鉄道高架事業に着手しました。昭和 61 年 11 月には岐阜貨物ターミナル駅開業、平成元年４月には高架本体工事着工、平成４年 11 月には東海道本線下り線と高山本線（一部）の高架化が完成しました。

そして、平成８年２月に全線高架化が完成し、平成９年３月に JR 岐阜駅新駅舎が営業を開始しました。さらに、平成 11 年３月の JR 高架事業完成を契機に県・市・JR 東海の三者が一体となって、高架下の開発を行いました。

また、平成 14 年 11 月に岐阜駅北口駅前広場及び岐阜駅北口土地区画整理事業の都市計画決定を行い、６年余りの年月を経て、平成 21 年９月に岐阜駅北口駅前広場が完成し、平成 28 年３月には土地区画整理事業が完了しました。

名鉄名古屋本線・各務原線の高架化については、平成 11 年４月に名鉄名古屋本線が国の着工準備採択を受け、平成 12 年３月に『名鉄高架事業基本構想（案）』が策定されました。その後、令和２年３月に都市計画決定を行い、令和４年２月に、全体事業区間約 2.8km のうち、約 2.1km 区間において、岐阜県が都市計画事業の認可を受けました。あわせて、３月には市が施行する加納・茶所統合駅周辺土地区画整理事業の事業計画を決定し、関連する（都）岐阜駅那加線道路改良事業等と併せて事業を進めています。

岐阜都市計画都市高速鉄道

線路部分

名称		位置			区域	構造		備考
		起点	終点	主な経過地	延長（m）	構造型式	地表式区間における幹線街路等との交差の構造	
東海旅客鉄道 東海道本線		羽島郡笠松町 （木曽川県境）	瑞穂市 大字別府	岐阜市 橋本町１丁目	約10,890			連続立体交差化事業 「線路線数２」
	内訳	羽島郡笠松町 （木曽川県境）	岐阜市上川手	岐阜市 橋本町１丁目	約 3,400	地表式	幹線街路との立体交差４ヵ所 笠松駅下中屋線　新所平島線 一般国道２１号線　城南芋島線	
		岐阜市上川手	岐阜市 敷島町９丁目		約 4,380	嵩上式		
		岐阜市 敷島町９丁目	岐阜市 今嶺６丁目		約 2,140	地表式	幹線街路との立体交差３ヵ所 環状線　精華薮田線 岐阜大須線	
		岐阜市 今嶺６丁目	岐阜市江崎		約 470	嵩上式		
		岐阜市江崎	瑞穂市 大字別府		約 500	地表式		
東海旅客鉄道 高山本線		岐阜市 橋本町１丁目	岐阜市 切通東浦		約 3,840			連続立体交差化事業 「線路線数１」
	内訳	岐阜市 橋本町１丁目	岐阜市 祈年町５丁目		約 1,140	嵩上式		
		岐阜市 祈年町５丁目	岐阜市 切通東浦		約 2,700	地表式	幹線街路との立体交差１ヵ所 一般国道１５６号線 幹線街路との平面交差２ヵ所 岩戸下印食線　北一色若宮地線	
名古屋鉄道 名古屋本線		羽島郡岐南町 下印食４丁目	岐阜市加納 西広江町２丁目	岐阜市 加納安良町	約 2,320			線路線数2 連続立体交差事業
	内訳	岐阜市 下川手	岐阜市加納 西広江町２丁目		約 2,080	嵩上式		
					約 240	地表式		

主要施設

名称		位置	区域（㎡）	備考
都市高速鉄道	施設名			
東海旅客鉄道 東海道本線	岐　阜　駅	岐阜市橋本町１丁目	約 42,300	
東海旅客鉄道 高山本線	岐　阜　駅	岐阜市橋本町１丁目	約 42,300	東海道本線の岐阜駅と同駅であるため、区域は東海道本線岐阜駅と重複している。
日本貨物鉄道 東海道本線	岐阜貨物 ターミナル駅	岐阜市西荘２丁目 岐阜市江崎	約105,000	

■駐車施設

本市の都市計画駐車場は、岐阜金公園地下駐車場が決定されており、現在供用中です。

その他に市営駐車場（都市計画課管理分）は、駅西駐車場、岐阜シティ・タワー43 地下駐車場の 2 か所が現在供用中です。

都市計画駐車場の概要

名　称	位　置	面積(ha)		台数(台)		構　造	計画決定告示		供用年月日
		計画	供用	計画	供用		年　月　日	告示番号	
岐阜金公園地下駐車場	岐阜市金町5丁目	1.16 0.90 0.93 0.75	0.75	320 203 218 145	145	地下1層	昭和43年12月28日 昭和57年 3月31日 昭和61年 7月28日 令和7年 3月12日	省告第4034号 市告第 257号 市告第 81号 市告第 784号	(一期)昭和44年11月 1日 (二期)昭和45年 9月 1日

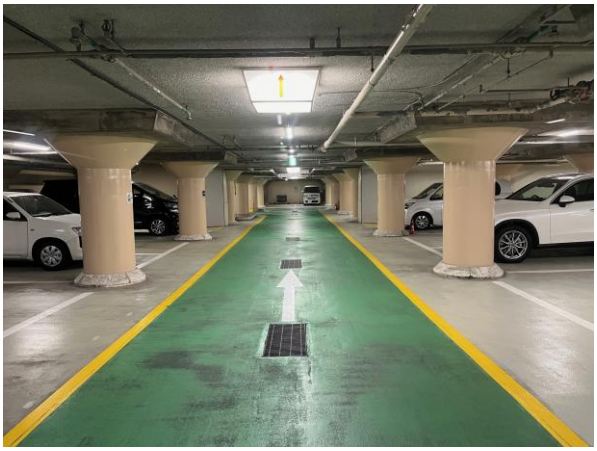

岐阜金公園地下駐車場

その他の市営駐車場の概要

名　称	位　置	区域面積 (ha)	延床面積 (ha)	供用台数	構　造	形　式	供用年月日
岐阜市駅西駐車場	岐阜市橋本町2丁目16番地	0.70	2.11	623	地下1階 地上6階	機械・自走	平成11年11月 1日
岐阜シティ・タワー43地下駐車場	岐阜市橋本町2丁目52番地	0.28	0.28	56	地下1階	自走	平成19年10月 1日

岐阜市駅西駐車場

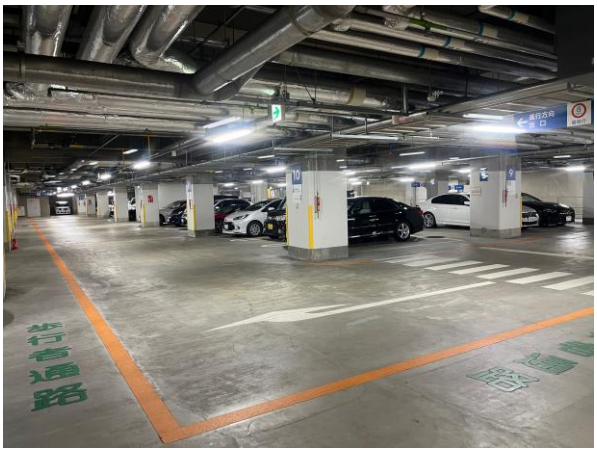

岐阜シティ・タワー43 地下駐車場

②公共空地

■公園

本市の都市計画公園は、昭和４年３月、岐阜公園をはじめとする７か所、総面積218,650坪（公園道路、延長1,025間を含む）が決定されたのが最初です。このうち、岐阜公園は明治15年９月、太政官布告によって開設されたものであり、明治26年岐阜県から本市へ移管され、自然の地形と景観を取入れた自然公園式の公園として広く利用されていました。またこのほか、美江寺公園（昭和16年開設）、金公園（昭和12年開設）、岩戸公園（昭和19年一部開設）、加納公園（昭和19年用地取得）、梅林公園（民有地のまま公開）等が利用されていました。

戦災都市復興計画の一環として、特に児童公園（現：街区公園）の配置に意を用い、昭和26年６月復興計画の内外にわたり、都市計画公園の決定を行いました。また、昭和30年代になって組合施行の土地区画整理事業が発足するに伴い、順次都市計画公園の決定及び整備が活発となりました。

昭和40年代以降には、岐阜ファミリーパーク等の総合公園をはじめとし、地区、近隣、街区公園等、数多くの公園が計画決定及び整備され、現在では、379箇所の都市公園が開設するに至っています。

公園の整備や管理、運営については「岐阜市みどりの基本計画」（令和４年改定）等に基づき行っています。

■緑地

緑地は、都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられ、河川敷を利用した長良川公園を昭和45年９月に都市計画緑地の計画決定を行い、整備をしました。それ以後、４公園を順次計画決定し、都市緑地として整備を行っています。平成18年１月に柳津町と合併し境川緑地（境川緑道公園）を加え６公園となりました。

■広場

令和４年３月、都市計画広場として日ノ出町１丁目に柳ケ瀬広場の都市計画決定をしました。

■墓園

昭和40年８月、都市計画墓園として芥見大洞に大洞光輪公園の都市計画決定をしました。その後、昭和48年３月及び昭和55年４月に区域拡張の変更を行い、現在23.7ヘクタールとなっています。

令和７年３月31日現在

○都市計画区域面積
・・・・・203.60k㎡
○都市計画区域人口
・・・・・402,557人
(R2国調)
○人口１人当たり都市計画決定公園面積
・・・・・9.01㎡/人
○都市計画決定公園の開設率
・・・・・78.79%
○人口１人当たり開設都市公園面積の岐阜市平均
・・・・・8.97㎡/人
○人口１人当たり開設都市公園面積の全国平均
・・・・・10.9㎡/人 ※
※ 国交省HPより（R6.3.31時点）

岐阜市公園緑地総括表

令和７年３月31日現在

名称		都市計画決定公園						都市計画決定以外都市公園		開設公園合計	
		計画		開設		未開設		開設			
		箇所	面積（ha）	箇所	面積（㎡）	箇所	面積（ha）	箇所	面積（㎡）	箇所	面積（㎡）
都市公園	街区公園	155	37.61	154	367,441	2(1)	0.85	143	186,644	297	554,085
	近隣公園	15	23.50	15	235,487					15	235,487
	地区公園	4	28.10	4	177,174	3(3)	10.07	1	41,886	5	219,060
	総合公園	3	120.80	3	1,020,151	3(3)	19.30			3	1,020,151
	運動公園	3	28.70	3	288,919			11	245,412	14	534,331
	風致公園	5	59.60	4	281,876	5(4)	31.41	27	276,694	31	558,570
	小　計	185	298.31	183	2,371,048	13(11)	61.63	182	750,636	365	3,121,684
	緑　地	6	51.19	6	300,964	5(5)	20.30			6	300,964
	墓　園	1	23.70	1	185,000	1(1)	5.20			1	185,000
	その他							7	6,038	7	6,038
	合　計	192	373.20	190	2,857,012	19(17)	87.13	189	756,674	379	3,613,686

岐阜市公園緑地配置図

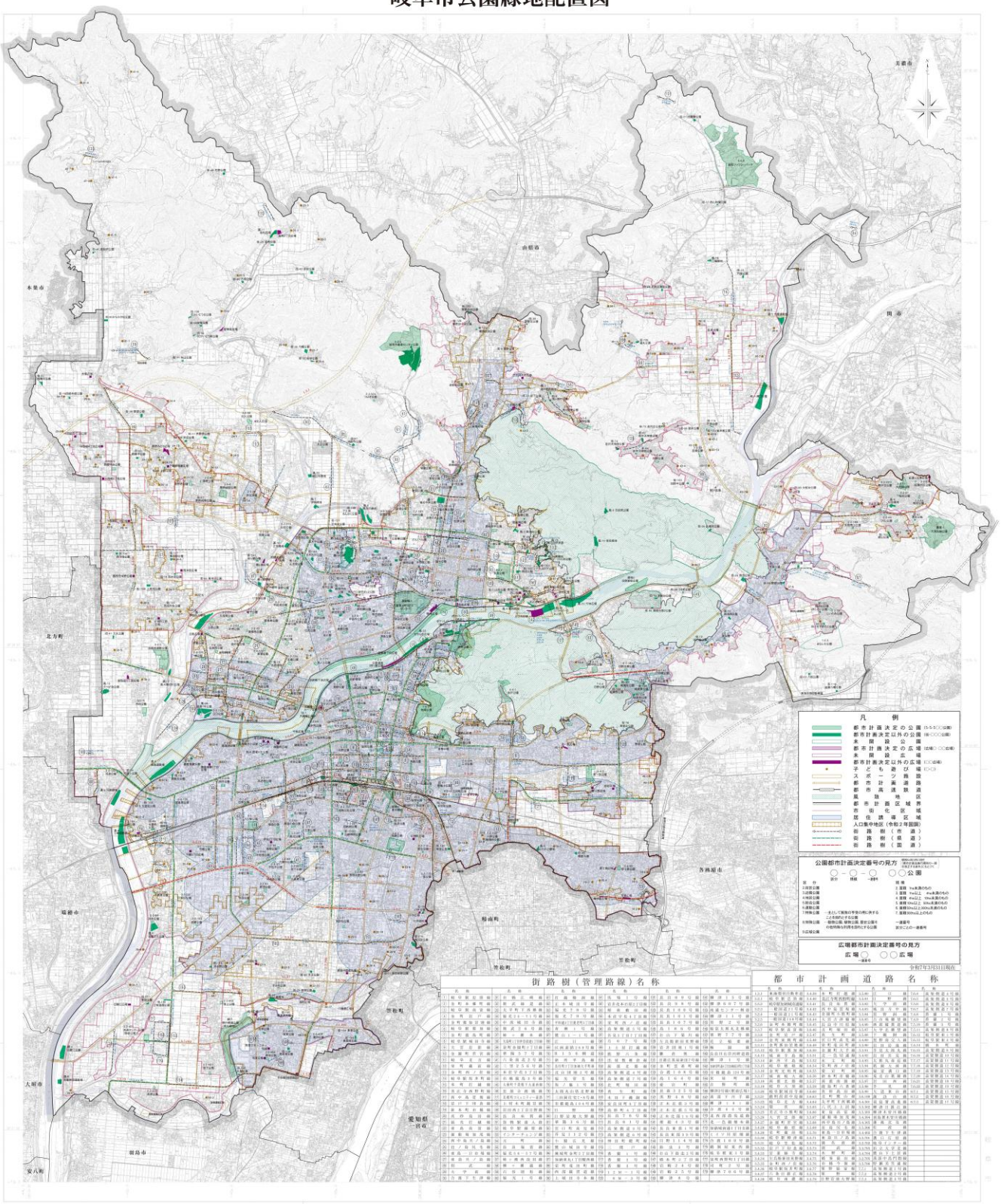

岐阜市公園緑地配置図の詳細については、公園整備課の窓口でご確認ください。

③下水道

■公共下水道

本市の下水道は、昭和9年7月に、当時では画期的な汚水と雨水を分けて処理する分流式下水道を日本で最初に採用し、旧市街地490ヘクタールを対象として着工しました。昭和12年7月には下水処理場（現中部プラント）が処理を開始し、当時の東京市、名古屋市、京都市、豊橋市に次ぐ国内5番目の下水処理場を有する都市となりました。その後、昭和18年3月までに約300万円を投じ、中部処理区が完成しました。

昭和20年には戦災により大きな被害を受けましたが、戦災復興事業として昭和26年までに復旧を完了し、翌昭和27年からは一部区域の拡大を図り、昭和38年までに計741ヘクタールの整備が完了しました。

これと前後し、昭和37年には、戦後特に住居地区・文教地区として著しく発展していた長良川以北の地域を対象とした北部処理区の整備事業に着工し、北部プラントが昭和41年7月に一次処理、昭和43年5月に二次処理を開始しました。

また、県庁を中心に急速に市街化しつつあった南部地域を対象とした南部処理区は、昭和45年に整備事業に着工し、南部プラントが昭和48年6月に処理を開始しました。

平成10年には、北西部地域を対象とした北西部処理区の整備事業に着工し、平成14年12月に木田・七郷・合渡地区の一部を供用開始し、北西部プラントが平成16年2月に処理を開始しました。

流域関連公共下水道では、昭和59年に旧市街地に隣接し市街化の進んでいた長森・日野地区を東部第1処理分区及び東部第2処理分区、平成元年には宅地開発等が進んでいた芥見・岩地区を芥見処理分区、平成7年には前年に市街化区域へ編入された南西部地区を日置江処理分区、さらに平成19年には、住宅団地や住居系の地域がある藍川・三輪地区を北東部処理分区として順次着工し、平成3年4月に東部第1・東部第2処理分区、平成4年3月に芥見処理分区、平成9年3月に日置江処理分区、平成23年3月に北東部処理分区の供用を開始しました。また、平成18年1月には羽島郡柳津町との合併に伴い、平成7年4月より順次供用を開始していた柳津東、柳津西、佐波、高桑の4処理分区が編入されました。

北西部プラント

◆岐阜市公共下水道

区　　分	単 独 公 共 下 水 道	流 域 関 連 公 共 下 水 道
都 市 計 画 決 定	岐阜市告示第 210 号（H26.6.16）	
下水道法事業計画	下第 292 号（R7.3.4）	下第 254 号（R3.2.24）
都市計画法事業計画認可	岐阜県告示第 145 号　（R7.3.18）	岐阜県告示第 127 号　（R3.3.23）
認　可　期　間	昭和 9 年 7 月～令和 12 年 3 月	昭和 59 年 3 月～令和 8 年 3 月

（令和 7 年 3 月 31 日）

区　分		拡張計画及び現況										計
		単独公共下水道				流域関連公共下水道						
		中部処理区	北部処理区	南部処理区	北西部処理区	東部第1処理分区	東部第2処理分区	芥見処理分区	北東部処理分区	日置江処理分区	柳津地域	
処理面積（ha）	計画	625	1,621	2,336	1,505	913	185	489	498	157	431	8,760
	現況	625	1,596	2,323	1,261	787	185	416	320	124	393	8,030
処理人口（人）	計画	37,640	81,360	95,930	34,790	39,460	9,030	18,050	11,850	3,430	11,560	338,490
	現況	38,000	82,000	109,250	50,050	41,270	9,280	17,320	11,430	3,730	12,480	374,810
処理能力（m3/日）	計画	34,200	44,200	69,000	32,000	－	－	－	－	－	－	179,400
	現況	34,200	44,200	69,000	19,600	－	－	－	－	－	－	167,000
流入水量（m3/日）	現況	23,110	34,804	50,961	11,387	15,132	2,510	8,355		5,187		151,446
汚水管延長（m）	現況	173,218	471,163	585,015	346,476	250,451	51,077	133,524	36,190	111,056	103,165	2,261,335
計画年次（年度）	計画	S9～R11	S37～R11	S45～R11	H10～R11	S58～R7	S58～R7	H1～R7	H17～R7	H6～R7	S63～R7	－
建設事業費（百万円）	現況	25,713	34,422	46,458	44,282	17,971	3,551	11,213	11,058	2,478	11,371	208,517
排除方式	現況	分　流　式										－
処理方式	現況	凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法＋急速ろ過法	嫌気好気活性汚泥法		凝集剤併用型循環式硝化脱窒法＋急速ろ過法	木曽川右岸流域下水道に接続（岐阜県各務原浄化センター）						－

注：計画欄数値は、事業計画数値である。
　汚水管延長は、令和5年度繰越を含み、令和6年度繰越を含まない。
　建設事業費は、雨水管渠及び雨水ポンプ場に係る事業費を含む。
　柳津地域欄数値は、高桑、佐波、柳津西、柳津東の4処理分区の合計値である。

岐阜市の下水道計画

汚水

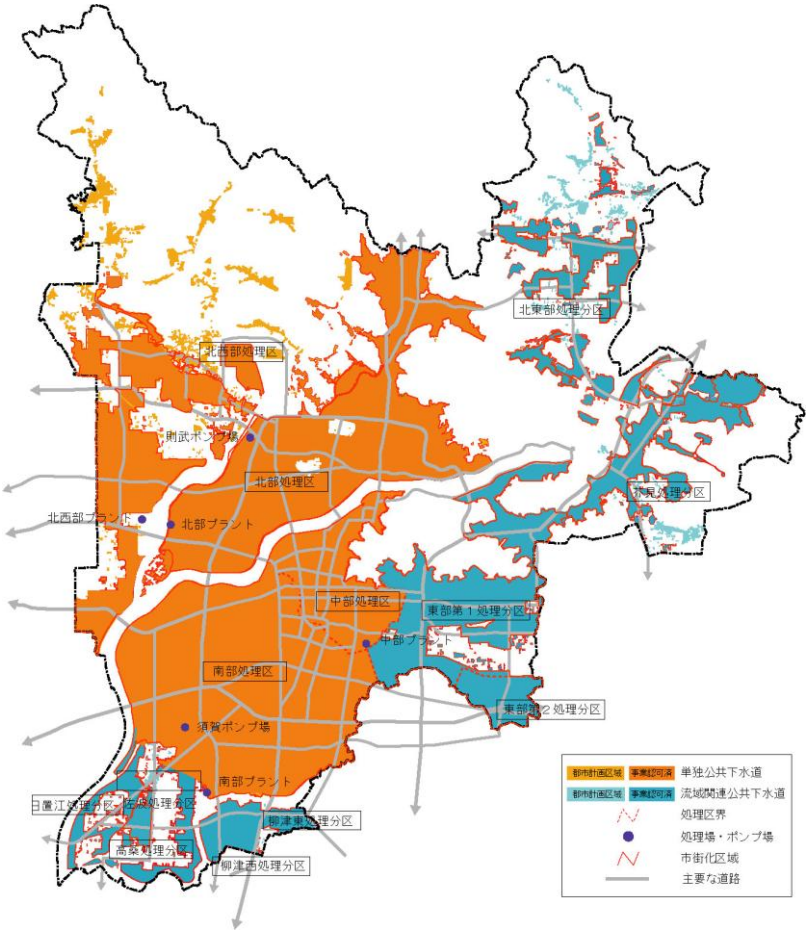

雨水

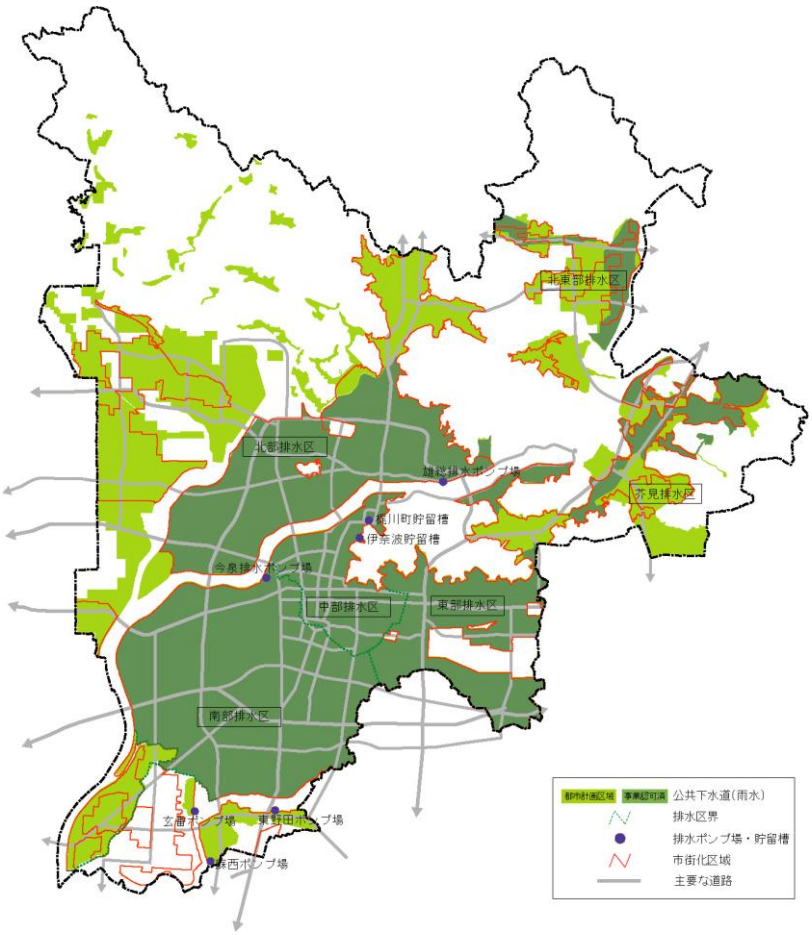

■流域下水道

昭和45年12月のいわゆる公害国会において下水道法が一部改正され、この改正により公害対策基本法による水質環境基準が設定された水域について、土地及び水利用の見通し等を勘案して流域別下水道整備総合計画が策定されることになりました。

木曽川及び長良川流域を市町の行政区域にとらわれず広域的な環境整備を経済的かつ合理的に達成するため、昭和49年8月に岐阜市を含む4市9町(岐阜市、各務原市、美濃加茂市、可児市、川島町、笠松町、柳津町、坂祝町、八百津町、御嵩町、兼山町、岐南町、川辺町）において、木曽川右岸流域下水道の当初計画決定が行われました。

岐阜市分は、東部第1、東部第2、芥見、日置江、北東部、柳津東、柳津西、佐波及び高桑処理分区の合計約2,860ヘクタールが区域に含まれています。

事業概要

（a）事業主体
- 岐阜県

（b）関連市町村
- 岐阜市（旧柳津町含む）
- 各務原市（旧川島町含む）
- 美濃加茂市
- 可児市（旧兼山町含む）
- 笠松町
- 坂祝町
- 八百津町
- 御嵩町
- 岐南町
- 川辺町

（c）排除方式
- 分流式

事業計画内容

（令和7年3月31日）

計画規模	全体計画
計画処理区域面積	約 16,643 ha
計画人口	433,900 人
計画処理水量	日最大 222,640 ㎥/日
浄化センター	1 箇所
ポンプ場	4 箇所
幹線管渠延長	77,640 m

浄化センターの概要

（令和7年3月31日）

名称	岐阜県各務原浄化センター
位置	各務原市下切町、松本町、前渡西町及び前渡東町地内
敷地面積	約 37 ha
計画処理能力	日最大 228,000 ㎥/日
処理方法	標準活性汚泥法 ＋ 急速ろ過法 嫌気・無酸素・好気法 ＋ 急速ろ過法 ステップ流入式多段硝化脱窒法 ＋ 凝集剤添加 ＋ 急速ろ過法
放流先河川	木曽川及び境川水系
維持管理業務	（財）岐阜県浄水事業公社（平成2年9月20日設立）に委託

④ その他の施設

記号	施設名称	計画決定・変更年月日		場　所	面積	備　考
		年月日	告示番号		(ha)	
①	掛洞ごみ焼却場 （岐阜市掛洞プラント）	昭和50年11月21日	岐阜市告示　第169号	岐阜市奥字掛洞及び秋沢字落合	4.2	ごみ処理施設150t/日×2基（1基休止）前処理施設100ｔ×1基（休止）
②	岐阜市東部クリーンセンター	平成3年7月20日	岐阜市告示　第66号	岐阜市芥見6丁目地内、岐阜市芥見7丁目地内	7.54	ごみ焼却炉150t/日×3基 前処理施設50t/日×1基
③	岐阜市寺田プラント	昭和46年10月13日	岐阜市告示　第193号	岐阜市大字寺田堤際	1.3	し尿処理施設150kl/日×2系列 湿式酸化処理方式
		昭和48年1月19日	岐阜市告示　第7号	〃	1.3	区域の変更
		昭和59年7月30日	岐阜市告示　第74号	〃	1.57	処理能力300kl/日
		平成23年1月14日	岐阜市告示　第471号	岐阜市大字寺田堤際、岐阜市寺田１丁目	1.3	区域を縮小、処理量120m^3/日
④	岐阜市リサイクルセンター	平成30年1月5日	岐阜市告示　第557号	岐阜市木田5丁目地内	1.6	カン、ビン、ペットボトル、その他プラの選別・圧縮施設　処理能力53.6t/日
⑤	岐阜市中央卸売市場	昭和43年3月19日	建設省告示　第377号	岐阜市茜部新所	8.8	岐阜市都市計画第1号卸売市場
		昭和44年3月31日	建設省告示　第1267号	岐阜市茜部新所及び下川手	11.1	変更下川手を追加
⑥	岐阜市食肉地方卸売市場	昭和50年3月26日	岐阜市告示　第275号	岐阜市境川5丁目	2.2	大動物75頭/日　小動物600頭/日
⑦	岐阜市斎苑	昭和62年12月25日	岐阜市告示　第138号	岐阜市上加納山、雲竜町、旭見ケ池町	1.4	人体炉15基　汚物・動物炉2基
		平成3年1月7日	岐阜市告示　第142号	〃	1.47	〃
⑧	岐阜流通業務団地	昭和49年5月10日	岐阜県告示　第437号	羽島郡柳津町大字佐波字野田	38.5	
		昭和51年4月21日	岐阜県告示　第288号	〃	38.5	
		昭和54年5月29日	岐阜県告示　第475号	羽島郡柳津町流通センター１・２・３丁目	38.5	
		平成17年9月13日	岐阜県告示　第700号	〃	32.8	合併により岐阜市柳津町流通センター１・２・３丁目

その他の都市施設分布図

①掛洞ごみ焼却場（岐阜市掛洞プラント）
岐阜市奥字掛洞及び秋沢字落合

⑦岐阜市斎苑
岐阜市上加納山他

④岐阜市リサイクルセンター
岐阜市木田５丁目地内

③岐阜市寺田プラント
岐阜市大字寺田字堤際、寺田１丁目

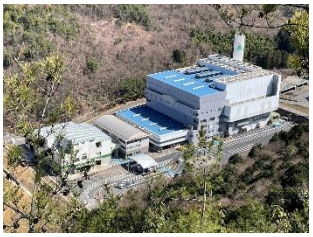

②岐阜市東部クリーンセンター
岐阜市芥見６丁目地内、芥見７丁目地内

⑧岐阜流通業務団地
岐阜市柳津町流通ｾﾝﾀｰ１・２・３丁目

⑥岐阜市食肉地方卸売市場
岐阜市境川５丁目

⑤岐阜市中央卸売市場
岐阜市茜部新所２丁目

4 市街地開発事業

①土地区画整理事業

本市では、昭和3年、耕地整理組合により実施された農業生産性の向上等を目的とする加納町耕地整理をはじめ、同年の宅地の利用増進を目的とした東栄土地区画整理組合の設立以後、積極的な土地区画整理事業が展開されており、昭和17年の平河土地区画整理組合までの間に設立された組合数は35組合を数え、その内31組合（764.05ヘクタール：重複分控除後684.41ヘクタール）が事業の完成を見たことは、当時本市が全国有数の土地区画整理事業施行都市であったことを物語っています。

その後、昭和20年8月15日の終戦を迎え、本市も直ちに被災市街地の復興に着手しました。

同年12月30日の閣議決定による戦災復興計画基本方針に基づき、昭和21年6月に街路と土地区画整理事業の都市計画決定がされると、同年9月には土地区画整理事業に関する総理大臣の施行命令を受け事業は急速に進展しました。この476.35ヘクタール（重複分控除後470.13ヘクタール）に及ぶ戦災復興事業は昭和31年をもって終了し、以後換地清算の実施を経て、昭和47年度に全ての事業が完了しました。

昭和30年代になって高度成長期を迎え、産業の発展とともに人口の都市への集中や市街地の拡大により、再び土地区画整理事業の気運が盛り上がり、組合施行、個人施行及び市施行による事業が相次いで実施されました。現在までに、昭和29年制定の土地区画整理法に基づき施行され、事業完了をみた地区は、昭和31年に設立された島土地区画整理組合を始めとし、組合施行28地区938.91ヘクタール、個人・共同施行4地区7.40ヘクタール、市施行3地区335.45ヘクタールとなっています。

なお、本市の土地区画整理事業は、組合施行を主

◀ 施行前

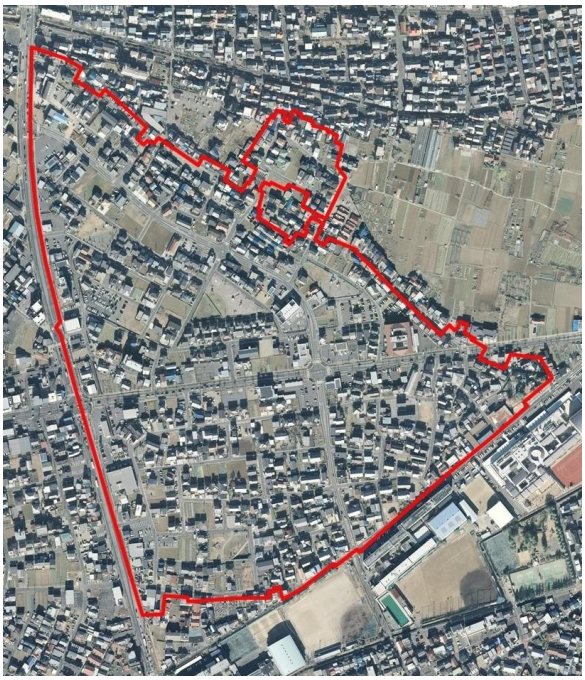

施行後 ▶

則武新田土地区画整理事業

体として行われてきましたが、昭和47年、市街地北西部における重要な基幹道路である岐阜環状線、岐阜北方線の整備が緊急を要し、また、人口の急激な都市集中による市街地のスプロール化を防ぐために、島地区において320.19ヘクタールという全国的にもまれな規模をもつ公共団体（市）施行による島土地区画整理事業が施行されました。同事業は、平成9年12月に登記が完了し、島地区は、今目覚ましい発展を遂げています。このことは、本市における長い土地区画整理事業の歴史の中でも特筆すべきことであります。

また、本市の表玄関であるJR岐阜駅周辺の整備を促進するため、駅西約800mの地にあった貨物駅跡地の香蘭地区及び岐阜駅北口地区において、本市が施行者となり土地区画整理事業が行われました。

現在（令和 7年3月31日）は、鷺山中洙地区において組合施行の、また加納・茶所統合駅周辺地区において市施行の土地区画整理事業が実施されています（2地区7.60ヘクタール）。こうした施行中及び完了した土地区画整理事業による都市基盤整備面積は、2,443.90ヘクタールに及び、市街化区域面積の30.4%を占めるにいたっています。

運動場加茂線

正木南公園

鷺山北公園

岐阜市の土地区画整理事業

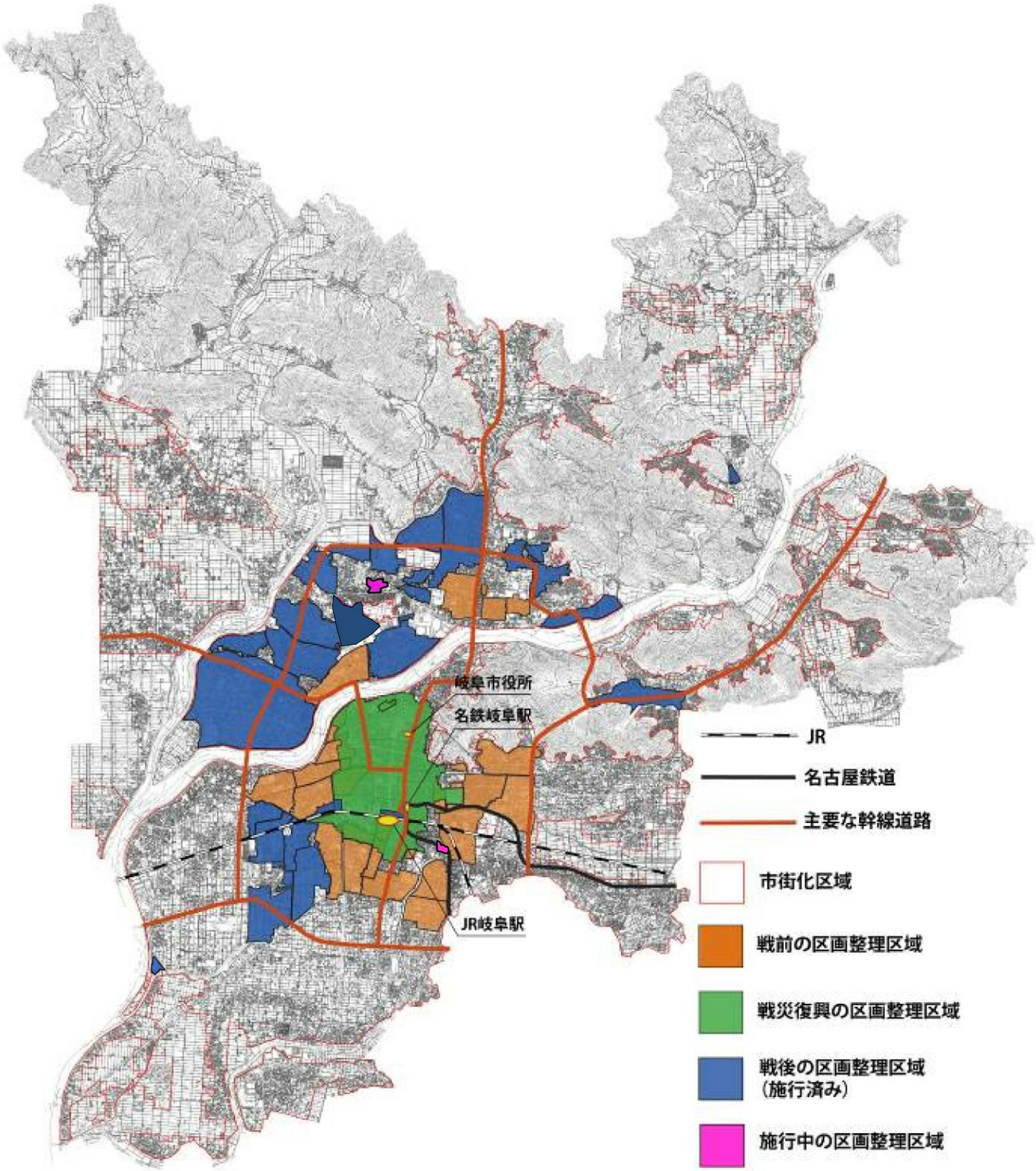

②市街地再開発事業

■市街地再開発事業

市街地再開発事業は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と、都市機能の更新をはかるため、都市計画法及び都市再開発法に基づき実施される事業です。

本市では、これまでに7地区において工事が完了しています。

事業には、国、県、市から事業費の一部が補助金として交付されます。

地区の概要は、次のとおりです。

工事完了地区

事業名		柳ヶ瀬地区第一種市街地再開発事業
所在地		日ノ出町二丁目、金町三丁目
施行者		柳ヶ瀬市街地再開発組合
事業年度		昭和50年度～昭和52年度
総事業費		約83億円
地区面積		約0.6ｈａ
敷地面積		4,120㎡
建物概要	建築面積	3,112㎡
	延床面積	35,850㎡
	用途	商業
	階数	地下1階、地上11階、搭屋3階付

事業名		岐阜駅西地区第一種市街地再開発事業
所在地		橋本町二丁目
施行者		岐阜駅西地区市街地再開発組合
事業年度		昭和63年度～平成19年度
総事業費		約152億円
地区面積		約1.1ｈａ
敷地面積		5,412㎡
建物概要	建築面積	4,623㎡
	延床面積	57,576㎡
	用途	住宅、商業、福祉医療等施設、放送局、駐車場
	階数	地下1階、地上43階

事業名		吉野町五丁目東地区第一種市街地再開発事業
所在地		吉野町五丁目、神田町九丁目
施行者		ＪＲ岐阜駅前東地区市街地再開発組合
事業年度		平成12年度～平成17年度
総事業費		約45億円
地区面積		約0.3ｈａ
敷地面積		1,651㎡
建物概要	建築面積	1,142㎡
	延床面積	14,300㎡
	用途	業務、商業、医療施設、駐車場
	階数	地下1階、地上12階

事業名		柳ケ瀬通北地区第一種市街地再開発事業
所在地		柳ケ瀬通一丁目、二丁目、小柳町
施行者		柳ケ瀬通北地区市街地再開発組合
事業年度		平成17年度～平成23年度
総事業費		約13億円
地区面積		約0.2ｈａ
敷地面積		1,164㎡
建物概要	建築面積	609㎡
	延床面積	4,084㎡
	用途	商業・医療施設、介護施設サービス付き高齢者向け住宅、賃貸住宅
	階数	地上8階

工事完了地区

事業名		問屋町西部南街区第一種市街地再開発事業
所在地		問屋町三・四丁目、吉野町六丁目
施行者		問屋町西部南街区市街地再開発組合
事業年度		平成17年度～平成24年度
総事業費		約173億円
地区面積		約1.1ｈａ
敷地面積		6,895㎡
建物概要	建築面積	5,868㎡
	延床面積	55,099㎡
	用途	住宅、商業、業務、ホテル、駐車場
	階数	地下1階、地上37階

事業名		岐阜駅東地区第一種市街地再開発事業
所在地		高砂町一丁目
施行者		岐阜駅東地区市街地再開発組合
事業年度		平成20年度～平成30年度
総事業費		約100億円
地区面積		約0.5ｈａ
敷地面積		2,760㎡
建物概要	建築面積	2,261㎡
	延床面積	23,844㎡
	用途	商業、業務（福祉）、住宅、駐車場
	階数	地上24階

事業名		高島屋南地区第一種市街地再開発事業
所在地		徽明通二丁目、神室町二丁目、金町四丁目、日ノ出町二丁目
施行者		高島屋南市街地再開発組合
事業年度		平成23年度～令和4年度
総事業費		約220億円
地区面積		約0.9ｈａ
敷地面積		6,468㎡
建物概要	建築面積	5,719㎡
	延床面積	57,790㎡
	用途	商業、公益的施設、住宅、駐車場
	階数	地上35階

事業中地区

事業名		岐阜駅北中央東地区第一種市街地再開発事業
所在地		金町八丁目、吉野町五丁目、住田町二丁目
施行者		岐阜駅北中央東地区市街地再開発組合
地区面積		約0.5ｈａ
進捗状況	高度利用地区の都市計画決定の告示	令和3年3月12日 変更　令和4年5月20日
	事業の都市計画決定の告示	令和3年3月12日 変更　令和4年5月20日

事業名		岐阜駅北中央西地区第一種市街地再開発事業
所在地		金町八丁目、問屋町三・四丁目、吉野町六丁目
施行者		岐阜駅北中央西地区市街地再開発組合
地区面積		約0.7ｈａ
進捗状況	高度利用地区の都市計画決定の告示	令和3年3月12日 変更　令和4年5月20日
	事業の都市計画決定の告示	令和3年3月12日 変更　令和4年5月20日

検討地区

地区名	問屋町西部北街区
所在地	問屋町一丁目、二丁目
地区面積	約0.7ｈａ

地区名	問屋町第一地区
所在地	問屋町三丁目、四丁目、吉野町六丁目
地区面積	約0.4ｈａ

■優良建築物等整備事業

優良建築物等整備事業は、市街地環境の向上や優良な住宅の供給を促進するために、一定の条件を満たす民間等の任意の再開発事業に対して、国と地方自治体が必要な助成を行う制度です。

本市ではこれまでに8地区において事業が完了しています。

地区の概要は、次のとおりです。

事業名		長住町五丁目南地区優良再開発建築物整備促進事業（高化更新型）
所在地		長住町五丁目
施行者		國六株式会社
事業年度		平成2年度～平成3年度
総事業費		約32億円
地区面積		約0.21ｈａ
敷地面積		1,476㎡
建物概要	建築面積	1,030㎡
	延床面積	8,851㎡
	用途	ホテル、事務所、店舗
	階数	地上12階

事業名		加納清水町三丁目南地区優良建築物等整備事業（住宅複合利用タイプ）
所在地		加納清水町三丁目
施行者		加納清水町三丁目南地区優良建築物等整備事業施行者
事業年度		平成11年度～平成13年度
総事業費		約8億円
地区面積		約0.19ｈａ
敷地面積		1,407㎡
建物概要	建築面積	902㎡
	延床面積	6,707㎡
	用途	商業、業務、共同住宅、駐車場
	階数	地上14階、地下1階

事業名		柳ヶ瀬日ノ出町地区優良再開発建築物整備促進事業（共同化型）
所在地		日ノ出町二丁目
施行者		岐阜土地興業株式会社（権利者代表）
事業年度		平成4年度～平成6年度
総事業費		約20億円
地区面積		約0.13ｈａ
敷地面積		1,018㎡
建物概要	建築面積	851㎡
	延床面積	5,700㎡
	用途	店舗、劇場
	階数	地上8階、地下1階

事業名		吉野町六丁目東地区優良建築物等整備事業（共同化タイプ）
所在地		吉野町六丁目
施行者		マルセンビル有限会社
事業年度		平成11年度～平成15年度
総事業費		約25億円
地区面積		約0.22ｈａ
敷地面積		1,308㎡
建物概要	建築面積	1,080㎡
	延床面積	8,607㎡
	用途	ホテル、商業、業務、駐車場
	階数	地上13階

事業名		金町六丁目東地区優良建築物等整備事業（市街地環境形成タイプ）
所在地		金町六丁目、西玉宮町一丁目
施行者		日本生命保険相互会社
事業年度		平成10年度
総事業費		約29億円
地区面積		約0.21ｈａ
敷地面積		1,312㎡
建物概要	建築面積	1,019㎡
	延床面積	9,460㎡
	用途	事務所、駐車場
	階数	地上11階、地下1階

事業名		上材木町地区優良建築物等整備事業（市街地環境形成タイプ）
所在地		上材木町、御手洗
施行者		株式会社大京
事業年度		平成13年度～平成15年度
総事業費		約9億円
地区面積		約0.18ｈａ
敷地面積		1,496㎡
建物概要	建築面積	525㎡
	延床面積	4,709㎡
	用途	共同住宅、駐車場
	階数	地上11階

事業名		美江寺二丁目南地区優良建築物等整備事業（市街地環境形成タイプ）
所在地		美江寺町二丁目、鷹見町
施行者		中部電力株式会社
事業年度		平成11年度～平成12年度
総事業費		約106億円
地区面積		約1.17ｈａ
敷地面積		9,559㎡
建物概要	建築面積	4,513㎡
	延床面積	33,106㎡
	用途	事務所、駐車場
	階数	地上11階、地下1階

事業名		湊町地区優良建築物等整備事業（共同化タイプ）
所在地		湊町
施行者		名鉄不動産株式会社（権利者代表）
事業年度		平成13年度～平成15年度
総事業費		約9億円
地区面積		約0.24ｈａ
敷地面積		2,076㎡
建物概要	建築面積	1,212㎡
	延床面積	7,402㎡
	用途	共同住宅、業務、駐車場
	階数	地上11階

岐阜市の再開発事業（完成 及び 進行中）

令和７年２月現在

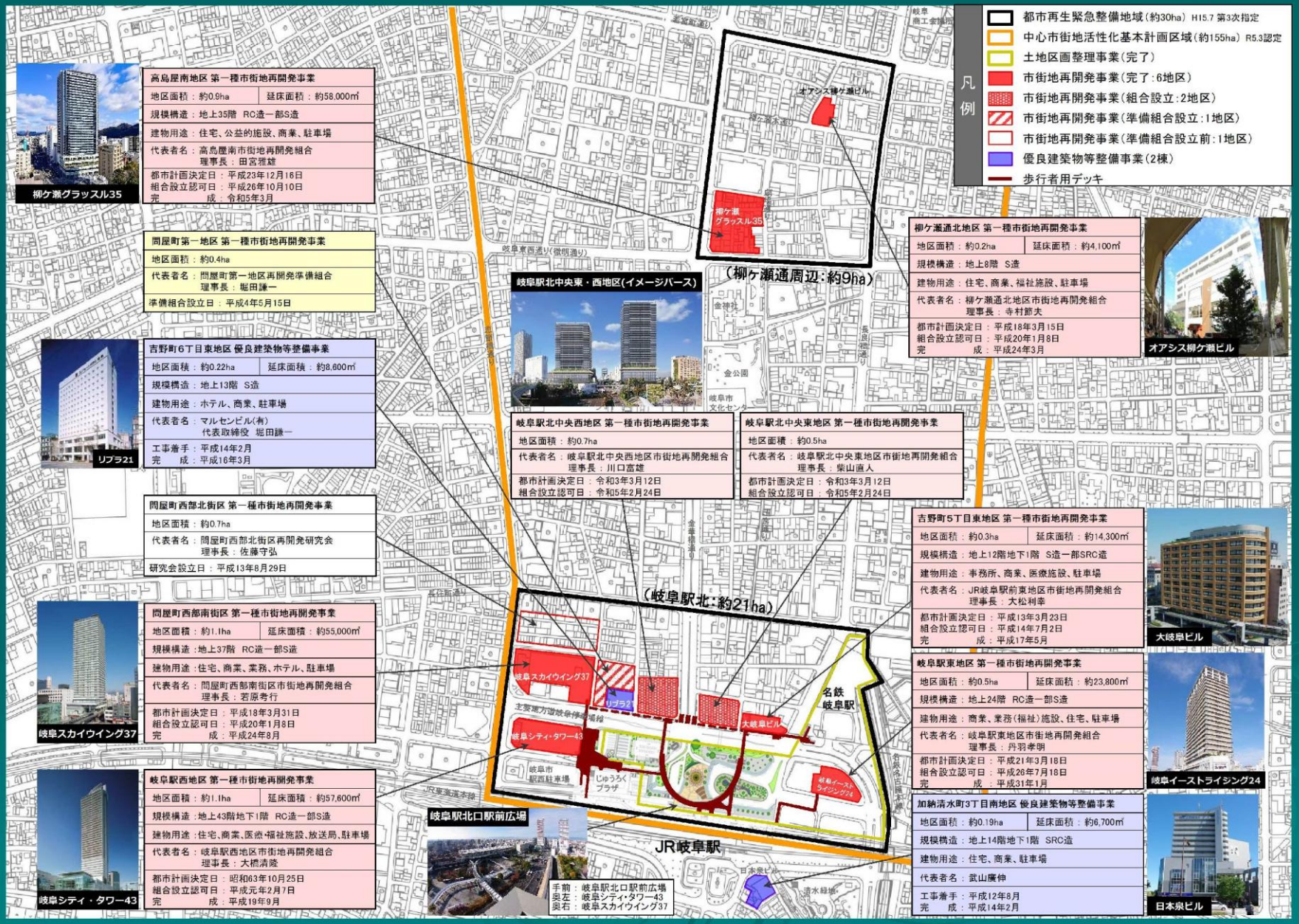

高島屋南地区 第一種市街地再開発事業

地区面積：約0.9ha	延床面積：約58,000㎡
規模構造：地上35階 RC造一部S造	
建物用途：住宅、公益的施設、商業、駐車場	
代表者名：高島屋南市街地再開発組合 理事長：田宮雅雄	
都市計画決定日：平成23年12月16日 組合設立認可日：平成26年10月10日 完　　成：令和5年3月	

問屋町第一地区 第一種市街地再開発事業

地区面積：約0.4ha	
代表者名：問屋町第一地区再開発準備組合 理事長：堀田謙一	
準備組合設立日：平成4年5月15日	

吉野町6丁目東地区 優良建築物等整備事業

地区面積：約0.22ha	延床面積：約8,600㎡
規模構造：地上13階 S造	
建物用途：ホテル、商業、駐車場	
代表者名：マルセンビル(有) 代表取締役 堀田謙一	
工事着手：平成14年2月 完　　成：平成16年3月	

問屋町西部北街区 第一種市街地再開発事業

地区面積：約0.7ha	
代表者名：問屋町西部北街区再開発研究会 理事長：佐藤守弘	
研究会設立日：平成13年8月29日	

問屋町西部南街区 第一種市街地再開発事業

地区面積：約1.1ha	延床面積：約55,000㎡
規模構造：地上37階 RC造一部S造	
建物用途：住宅、商業、業務、ホテル、駐車場	
代表者名：問屋町西部南街区市街地再開発組合 理事長：若原考行	
都市計画決定日：平成18年3月31日 組合設立認可日：平成20年1月8日 完　　成：平成24年8月	

岐阜駅西地区 第一種市街地再開発事業

地区面積：約1.1ha	延床面積：約57,600㎡
規模構造：地上43階地下1階 RC造一部S造	
建物用途：住宅、商業、医療・福祉施設、放送局、駐車場	
代表者名：岐阜駅西地区市街地再開発組合 理事長：大橋清隆	
都市計画決定日：昭和63年10月25日 組合設立認可日：平成元年2月7日 完　　成：平成19年9月	

岐阜駅北中央西地区 第一種市街地再開発事業

地区面積：約0.7ha	
代表者名：岐阜駅北中央西地区市街地再開発組合 理事長：川口富雄	
都市計画決定日：令和3年3月12日 組合設立認可日：令和5年2月24日	

岐阜駅北中央東地区 第一種市街地再開発事業

地区面積：約0.5ha	
代表者名：岐阜駅北中央東地区市街地再開発組合 理事長：柴山直人	
都市計画決定日：令和3年3月12日 組合設立認可日：令和5年2月24日	

柳ケ瀬通北地区 第一種市街地再開発事業

地区面積：約0.2ha	延床面積：約4,100㎡
規模構造：地上8階 S造	
建物用途：住宅、商業、福祉施設、駐車場	
代表者名：柳ケ瀬通北地区市街地再開発組合 理事長：寺村節夫	
都市計画決定日：平成18年3月15日 組合設立認可日：平成20年1月8日 完　　成：平成24年3月	

吉野町5丁目東地区 第一種市街地再開発事業

地区面積：約0.3ha	延床面積：約14,300㎡
規模構造：地上12階地下1階 S造一部SRC造	
建物用途：事務所、商業、医療施設、駐車場	
代表者名：JR岐阜駅前東地区市街地再開発組合 理事長：大松利幸	
都市計画決定日：平成13年3月23日 組合設立認可日：平成14年7月2日 完　　成：平成17年5月	

岐阜駅東地区 第一種市街地再開発事業

地区面積：約0.5ha	延床面積：約23,800㎡
規模構造：地上24階 RC造一部S造	
建物用途：商業、業務（福祉）施設、住宅、駐車場	
代表者名：岐阜駅東地区市街地再開発組合 理事長：丹羽孝明	
都市計画決定日：平成21年3月18日 組合設立認可日：平成26年7月18日 完　　成：平成31年1月	

加納清水町3丁目南地区 優良建築物等整備事業

地区面積：約0.19ha	延床面積：約6,700㎡
規模構造：地上14階地下1階 SRC造	
建物用途：住宅、商業、駐車場	
代表者名：武山廣伸	
工事着手：平成12年8月 完　　成：平成14年2月	

5 地区計画

地区計画等

■地区計画制度

従来のまちづくりは、「都市レベル」の都市計画法と個々の「敷地レベル」の建築基準法を基本として進められてきており、その中間領域の「地区レベル」におけるまちづくりに十分な対応が出来ていませんでした。そこで、「地区レベル」のまちづくりに対応する制度として昭和55年に「地区計画」が創設されました。

「地区計画」は、地区の状況や特性に応じた地区レベルで必要な道路、広場等の配置や規模及び建築物の用途、形態、敷地などについて、「総合的な計画」として定め、地区内における建築行為、開発行為などを計画に照らし合わせて規制・誘導する手法であり、「地区計画の方針」と具体的なまちづくりルールとなる「地区整備計画」の2段階で構成されています。

なお、地区の実情に合わせて必要な事柄だけを選んで定めることも出来ることとなっています。

■岐阜市の地区計画

本市では、昭和61年10月に「岐阜市地区計画等の案の作成手続に関する条例」を制定した後、昭和63年4月に決定した「芥見南山3丁目地区地区計画」を初めとして、令和7年3月現在までに37地区約1366.2ヘクタールを決定しています。決定地区は、主に市街化が進みつつある地区で、環境の保全を図りつつ、住・商・工の土地利用とバランスのとれた地区施設を配置することを目的として、策定されています。制限の項目としては、建物用途の混在防止、敷地の細分化防止、地区計画道路の指定などです。

近年では、住民相互により策定された「まちづくり協定」を地区計画に移行させた地区もあり、官民協働によるまちづくりの気運が高まっているなかで、住民主導のまちづくり手法として「地区計画制度」の積極的な活用を図ることが望まれています。

地区計画決定状況

令和７年３月31日現在

番号	地区名	計画決定		面積	施設		建築物等								
		年月日（当初決定日）	告示番号（当初番号）	(ha)	区画道路	歩行者道路 緑地等	用途	容積率	建蔽率	建築面積	敷地面積	壁面位置	高さ	形態意匠	塀・柵
1	芥見南山三丁目地区	H16.7.26 (S63.4.30)	85 (22)	3.3	○						●				
2	大洞一丁目地区	S63.4.30	22	1.7	○						●				
3	河渡地区	S63.12.26	138	7.0	○										
4	太郎丸地区	H30.4.1 (H28.12.12) (H8.5.1) (H6.9.20)	14 (496) (43) (116)	51.1	○		●								
5	厳美・春近地区	H6.9.20	116	218.3	○										
6	上芥見地区	H8.5.1 (H6.9.20)	43 (116)	38.8	○										
7	芥見地区	H8.5.1 (H6.9.20)	43 (116)	126.4	○										
8	芥見大般若地区	H6.9.20	116	4.0	○										
9	岩地区	H6.9.20	116	74.4	○										○
10	日置江地区	H6.9.20	116	103.2	○										
11	大脇・中島地区	H30.4.1 (H28.12.12) (H19.9.10) (H16.5.17) (H8.5.1) (H6.9.20)	14 (497) (313) (107) (43) (116)	37.8	○		●						●	○	
12	東改田地区	H6.9.20	116	42.9	○										
13	小西郷地区	H6.9.20	116	23.9	○										
14	木田地区	H6.9.20	116	49.4	○										
15	下西郷地区	H6.9.20	116	46.9	○										○
16	中・小野地区	H6.9.20	116	65.4	○										○
17	中西郷地区	H6.9.20	116	70.1	○										
18	島地区	H10.3.25	366	215.1			●				●	●	●	○	○
19	則武地区	H16.5.17 (H19.3.25)	107 (366)	24.5			●				●	●	●	○	○
20	日の地区	H10.3.25	366	24.8			●				●	●	●	○	○
21	長良南町地区	H28.12.12 (H11.1.4)	498 (278)	2.4			○						○	○	○
22	吉野町五丁目東地区	H13.3.19	549	0.6		○		●	○	●		●		○	
23	大学西地区	R5.9.8 (H24.9.5) (H19.4.18) (H16.1.8)	284 (304) (64) (614)	4.6	○	○	●	●	●		●		●	○	
24	西改田北向地区	H17.3.31	592	14.0	○								●		
25	西改田表川地区	H17.3.31	592	12.0	○		●	●					●		
26	西改田若宮地区	H17.3.31	592	1.6	○								●		
27	西改田宮堀第１地区	H17.3.31	592	23.2	○								●		
28	西改田宮堀第２地区	H17.3.31	592	5.3	○		●	●	●				●		
29	上尻毛地区	H17.3.31	592	23.5	○		●	●					●		
30	柳ケ瀬通北地区	H20.8.22 (H18.3.15)	268 (592)	0.6	○	○		●	○	●		●		○	
31	橋本町一丁目西地区	H28.12.12 (H18.8.31)	499 (468)	0.3			○							○	
32	伊奈波地区	H28.12.12 (H19.11.1)	500 (392)	1.3			●						●	○	
33	市橋二丁目地区	H21.9.4	274	2.5			●							○	
34	宇佐一丁目東地区	H28.12.12 (H22.3.5)	501 (550)	2.3			●				●	●	●	○	○
35	柳津町上佐波西地区	H30.4.1 (H22.5.13)	14 (95)	4.1	○	○	●	●	●		●		●	○	
36	高島屋南地区	H28.3.7 (H23.12.16)	660 (445)	1.1	○		●	●	●	●		●		○	
37	柳津町上佐波西第２地区	R7.3.12 (R5.12.1)	783 (431)	37.8	○		●	●	●		●		●	○	
合計				1366.2											

注）○地区整備計画に定められているもの　●条例化されているもの

岐阜都市計画総括図

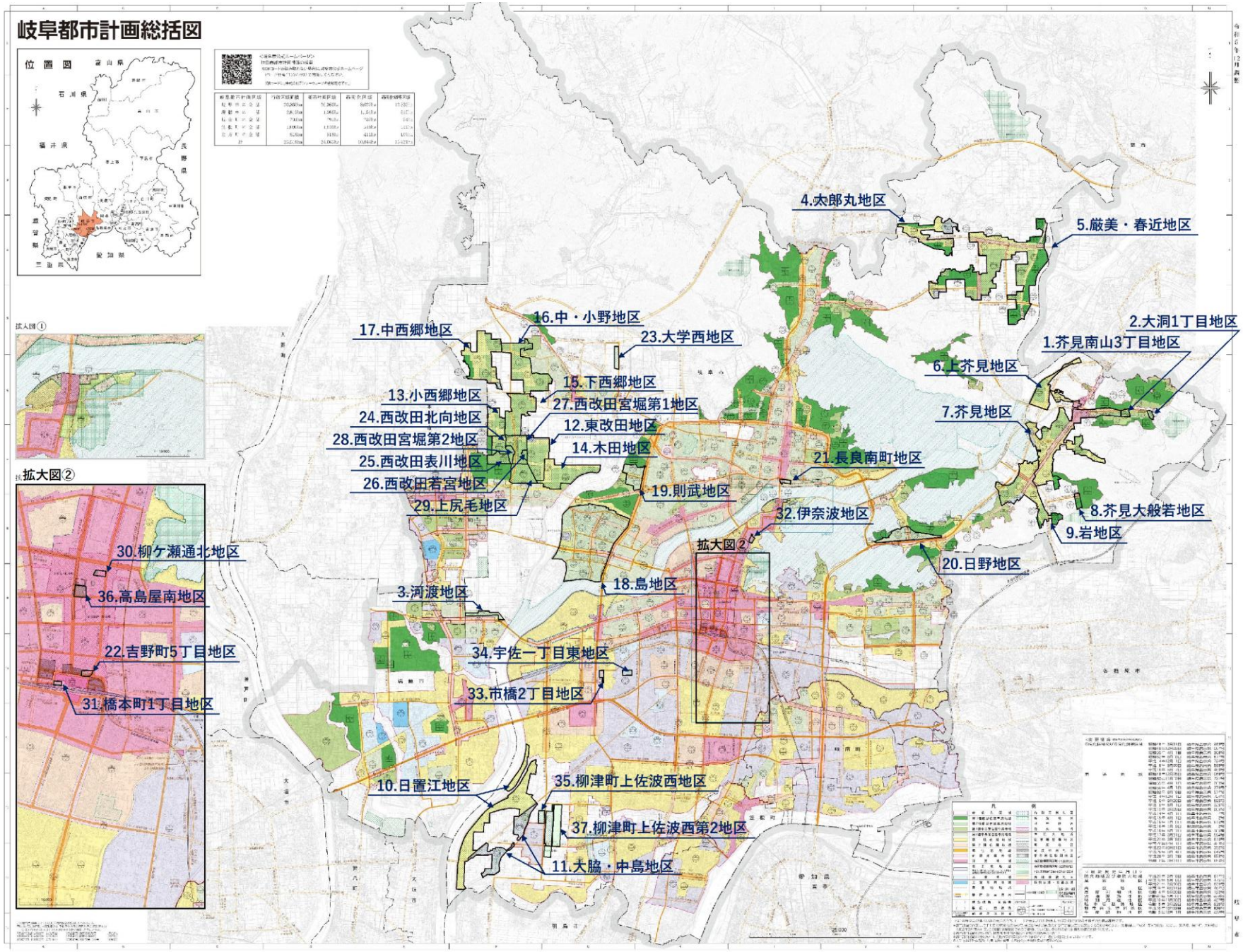
位置図
富山県
石川県
福井県
長野県
滋賀県
愛知県
三重県
拡大図①
拡大図②
4.太郎丸地区
5.厳美・春近地区
2.大洞1丁目地区
1.芥見南山3丁目地区
6.上芥見地区
7.芥見地区
8.芥見大般若地区
9.岩地区
20.日野地区
16.中・小野地区
17.中西郷地区
23.大学西地区
15.下西郷地区
13.小西郷地区
27.西改田宮堀第1地区
24.西改田北向地区
12.東改田地区
28.西改田宮堀第2地区
14.木田地区
25.西改田表川地区
26.西改田若宮地区
29.上尻毛地区
21.長良南町地区
19.則武地区
32.伊奈波地区
拡大図②
18.島地区
3.河渡地区
34.宇佐一丁目東地区
33.市橋2丁目地区
10.日置江地区
35.柳津町上佐波西地区
37.柳津町上佐波西第2地区
11.大脇・中島地区
30.柳ケ瀬通北地区
36.高島屋南地区
22.吉野町5丁目地区
31.橋本町1丁目地区